

## 公益社団法人長野県私学教育協会私立学校研究助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人長野県私学教育協会（以下「協会」という。）定款第4条第4項に掲げる事業のうち、私立学校教職員の資質向上及び教育研究活動の充実を図るため、長野県内の私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、専修学校及び各種学校（以下「私立学校」という。）の専任教職員の行う教育研究に対して助成する私立学校研究助成金（以下「助成金」という。）の交付について、公益社団法人長野県私学教育協会助成金等交付規程に定めるほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象となる助成事業者及び研究)

第2条 この助成金の助成事業者は、長野県内の私立学校及び私立学校の専任教職員で構成される団体（以下「学校等」という。）とする。

2 この助成金の対象研究は、学校教育の水準向上に貢献するもので、前項に定める学校等の専任教職員及び会員の行う次の研究とする。

(1) 個人研究（1研究課題につき、1人の研究者の行う研究をいう。）

(2) 共同研究（1研究課題につき、2人以上の研究者の行う研究をいう。）

ただし、共同研究における研究者は、同一の学校設置者が設置する学校に勤務する専任教職員及び同一の団体に所属する会員とする。

(助成金の限度額)

第3条 助成金の限度額は、予算の範囲内において、研究に要する経費の8割以内で、次に掲げる額とする。

(1) 個人研究については、1研究課題あたり10万円以内

(2) 共同研究については、1研究課題あたり20万円以内

(助成対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費は、研究事業に要する備品・図書・消耗品等の購入費、旅費交通費、通信費、印刷製本費、その他協会が適当を認める経費とする。

(研究課題の選定基準)

第5条 助成金の対象となる研究課題の選定にあたっては、次の事項を考慮して選考するものとする。

(1) 研究期間は、助成金交付の年度内に研究の始期と終期（研究成果のまとめの期間を含む。）があるものであること。

(2) 1学校等における研究課題数は、原則として3課題以内であること。

(3) 1学校等における助成金交付実績が、過年度より連続して3年以内であること。

2 次の各号の一に該当する研究は、特に理由のない限り選定しない。

(1) 同一内容について、同一年度内に他から補助を受ける場合

(2) 研究の準備若しくは研究成果の整理又は発表のみのためである場合

- (3) 備品及び図書の購入、印刷製本費、あるいは見学、調査旅行経費の割合が著しく多い場合
- (4) 海外での研究を伴う研究内容である場合
- (5) 研究成果が期待できないと思料される場合

(申請者及び申請手続)

第6条 この助成金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該研究者（共同研究の場合は当該研究の代表者。以下同じ。）の所属する学校長及び団体の長とし、別に定める日までに申請書（別記様式第1号）及び研究計画書（別記様式第2号）を理事長に提出するものとする。

(交付決定及び通知)

第7条 理事長は、前条の規定により提出された申請書の内容を審査し、助成金の交付を決定する。

2 理事長は、前項に基づき助成金の交付を決定したときは、申請者に通知する。

(助成条件)

第8条 理事長は、助成金の交付決定にあたって、助成の目的を達成するため次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) この助成金は、第4条に定める助成対象経費に使用すること。
- (2) 当該研究に要する経費のうち助成金の限度額を超える経費は、申請者の負担とすること。
- (3) この助成金は、申請者の収入とし、学校法人会計基準等に従い会計処理を行い、経理を明確にした帳簿、証拠書類を整備し5年間保存しなければならないこと。
- (4) この助成金により取得した備品及び図書は、申請者の定める管理規程に基づき、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならないこと。
- (5) 協会職員が、この助成金の使途について帳簿、証拠書類及び物件を調査しようとする場合又は報告を求めた場合は、これに応じなければならないこと。

(助成の取消し等)

第9条 次の各号の一に該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 当該学校等を廃止又は授業及び活動を長期間停止したとき。
- (3) 法令の規定又は申請者の寄附食行為に違反した場合で、その違反が重大であると認められるとき。
- (4) 助成金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 前項の規定により交付決定の全部又は一部を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて返還させるものとする。

(研究報告)

第 10 条 当該研究者は、助成金に係る研究成果を研究報告書として、別に定める様式によりまとめなければならない。

(報告書類の提出)

第 11 条 申請者は、別記様式第 3 号により、第 10 条の研究報告書とともに、研究に要した経費の実績報告書（別記様式第 4 号）及び経費支出証拠書類を、別に定める期日までに理事長あて提出するものとする。

(助成金額の確定及び交付)

第 12 条 理事長は、前条の規定により提出された報告書類に基づき審査の上助成金額を確定し、申請者へ通知する。

2 前項の通知後、申請者が助成金請求書（別記様式第 5 号）を提出したときは、助成金を交付するものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第 13 条 申請者は、助成金の交付を受けた後、助成金の返還を求められたときは、当該助成金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年 14 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を社団に納付しなければならない。

2 申請者は、助成金の返還を納期日までに行わなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 14 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を協会に納付しなければならない。

3 理事長は、前 2 項の場合においてやむを得ない事由があると認めるときは、違約加算金及び延滞金を免除できる。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるものの他、この事業の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成 24 年 6 月 22 日から施行する。ただし、助成対象とする事業については、平成 24 年 4 月 1 日以降に実施した事業も対象とする。

この要綱は、公益社団法人長野県私学教育協会定款の施行の日から施行する。

(平成 25.4.1) (平成 25 年 2 月 7 日)

この改正規定は、平成 27 年度第 1 回臨時理事会で議決のあった日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 27 年 11 月 30 日)